

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
9	国民健康保険に関する事務

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

直方市は、国民健康保険に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項	
------	--

評価実施機関名

福岡県直方市長

公表日

令和3年4月12日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	国民健康保険法による保険給付の支給又は保険料の徴収に関する事務
②事務の概要	・転入、転出等に伴う国保資格に関する届出の申請の受理 ・被保険者証等の各種証の交付、再交付、更新 ・限度額認定証等における所得区分判定、関係証の交付、再交付、認定、更新 ・国民健康保険税の賦課、保険税の減免・猶予申請の受理、審査、特別徴収の決定 ・各種給付申請の受理、決定及び併給調整 ・被保険者情報および高額該当の引き継ぎ情報及び広域資格得喪情報の国保情報集約システムとの連携。 ・国保総合(国保集約)システム及び医療保険者等向け中間サーバー等における「オンライン資格確認等
③システムの名称	1. 国民健康保険システム 2. 課税システム 3. 収納管理システム 4. 滞納管理システム 5. 宛名管理・情報連携インターフェースシステム 6. 中間サーバ 7. 国保情報集約システム 8. 医療保険者等向け中間サーバー等
2. 特定個人情報ファイル名	
・国民健康保険被保険者情報ファイル ・国民健康保険税課税情報ファイル ・収納情報ファイル ・滞納情報ファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	番号法別表1項番30
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	[実施する] <選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠	(別表第二における情報提供の根拠) : 第三欄(情報提供者)が「医療保険者」の項のうち、第四欄(特定個人情報)に「医療保険・国民健康保険関係」が含まれる項 (1,2,3,4,5,17,26,27,33,39,42,43,46,58,62,80,87,93,106の項) (別表第二における情報照会の根拠) : 第一欄(情報照会者)が「市町村、医療保険者」の項のうち、事務の内容に国民健康保険関係が含まれる項
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	市民部 保険課 医療保険係 総合政策部 税務課 市民税保険税係／納税係
②所属長の役職名	保険課長 税務課長
6. 他の評価実施機関	
福岡県国保連合会	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	郵便番号 822-8501 福岡県直方市殿町7番1号 直方市役所 総合政策部 総務課 総務法制係 電話0949(25)2222
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	郵便番号 822-8501 福岡県直方市殿町7番1号 直方市役所 市民部 保険課 医療保険係 電話0949(25)2113 ※国民健康保険被保険者情報ファイル 総合政策部 税務課 市民税保険税係／納税係 電話0949(25)2141・2145 ※国民健康保険税課税情報、収納情報、滞納情報ファイル

Ⅱ しきい値判断項目

1. 対象人数		
評価対象の事務の対象人数は何人か	[1万人以上10万人未満]	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和3年4月1日 時点	
2. 取扱者数		
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満]	<選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和3年4月1日 時点	
3. 重大事故		
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

Ⅲ しきい値判断結果

しきい値判断結果	
基礎項目評価の実施が義務付けられる	

IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[基礎項目評価書]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書 2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要なのない情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託		[] 委託しない
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。)		[] 提供・移転しない
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続		[] 接続しない(入手) [] 接続しない(提供)
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 監査		
実施の有無	[☐] 自己点検	[☐] 内部監査 [☐] 外部監査
9. 従業者に対する教育・啓発		
従業者に対する教育・啓発	[十分に行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない

変更箇所

[illegible]